

15. 介護支援専門員の質の向上

(ア) 介護支援専門員の研修体系の見直し

介護支援専門員の資質向上については、各都道府県における介護支援専門員の適切な養成（実務研修の実施）及び現に介護支援専門員として活動している者に対する十分な研修の機会を確保（現任研修の実施）することが求められる。

この度の制度改正に伴い、実務研修の充実や更新時研修、実務研修修了後一定期間実務に就かなかつた者に対する研修、地域包括支援センター等に配置される主任介護支援専門員の養成研修の創設等介護支援専門員の研修体系を見直すこととしており、現在、「介護支援専門員の生涯研修体系のあり方に関する研究委員会」において、介護支援専門員の研修体系、各研修のカリキュラム等について検討を行ってきたところである。

この検討の経緯も踏まえ、具体的には、

- ① 介護支援専門員実務研修を修了し、実際に実務に就いた後6ヶ月～1年程度の者を対象として、ケアマネジメントのプロセスを振り返ることを主な内容とした「実務従事者基礎研修」を創設し、原則として対象者全員が受講すること
- ② 現行の現任研修基礎研修課程を見直し、実務に就いた後6ヶ月以降の者を対象とした「専門研修課程Ⅰ」を創設すること
- ③ 現行の現任研修専門研修課程を見直し、実務に就いた後3年以上の者を対象とした「専門研修課程Ⅱ」を創設すること
- ④ 主任介護支援専門員となる者を対象として、介護支援専門員に対する支援の方法等を内容とした「主任介護支援専門員研修」を創設すること
- ⑤ 実務に従事している者の更新研修については、初めての更新の際の更新研修は、専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱを受講することとし、2回目以降の更新の際の更新研修は、専門研修課程Ⅱを受講すること（5年間の間にこれらの研修を受講していれば、更新時の研修については免除する予定）
- ⑥ 法第69条の2第1項の登録を受けてから5年以上経過した者が介護支援専門員証の交付を申請する際に受講すべき研修及び介護支援専門員証の有効期間

の5年間に全く実務に従事していない者の更新研修の内容は、実務研修と同様の内容とすること

等を位置付ける予定である。

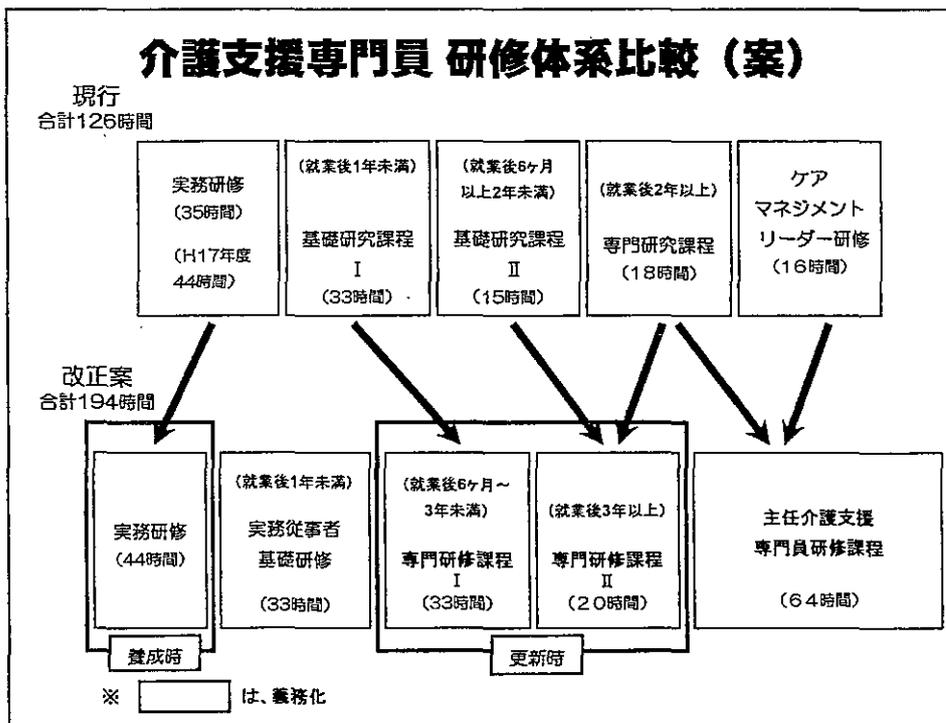
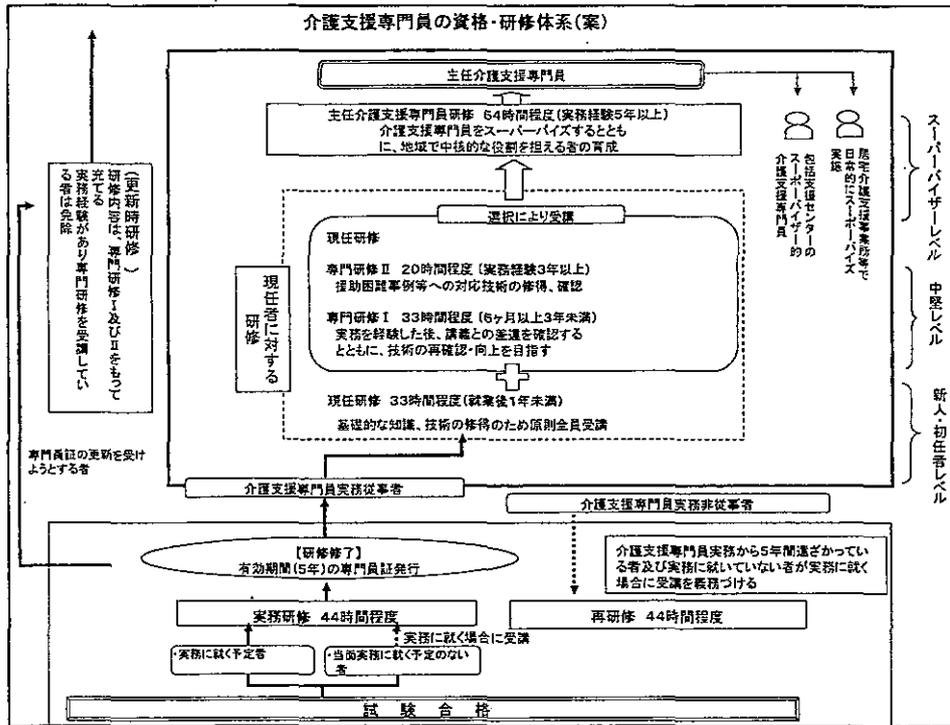
これらの各研修の具体的なカリキュラム、受講要件等については、今後お示しをする予定であり、各都道府県においては、介護支援専門員がこれらの研修を受講する機会が十分確保されるよう配慮されたい。

(イ) 主任介護支援専門員の養成について

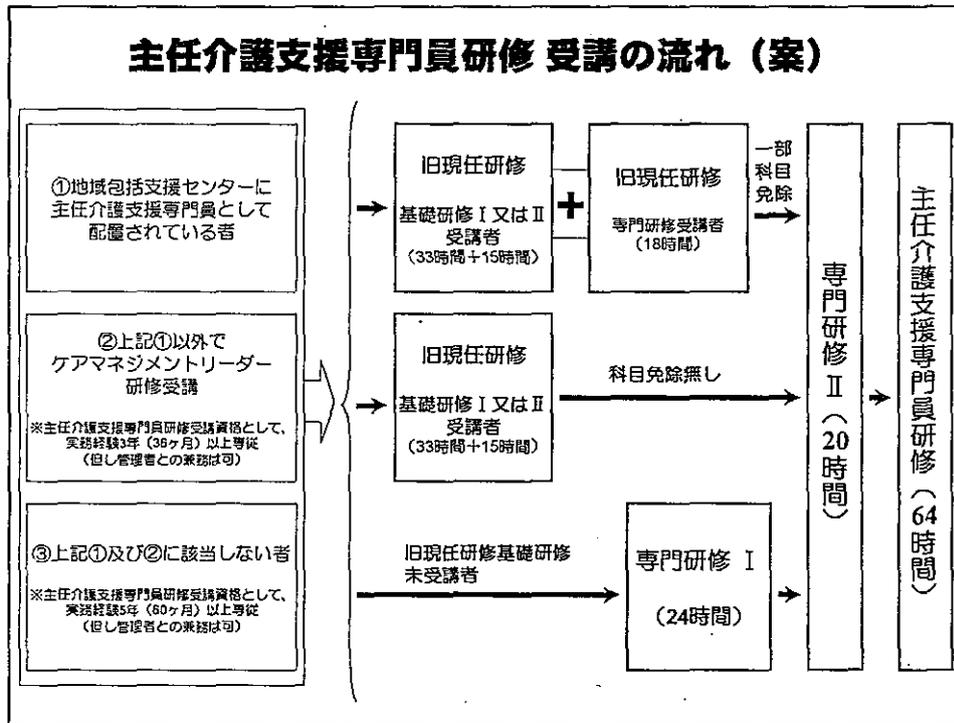
平成18年度より、介護支援専門員のキャリアアップの一環として主任介護支援専門員を位置付け、地域包括支援センターへの配置を義務づけるとともに、主任介護支援専門員が管理者であること等の要件の1つとする報酬上の加算（特定事業所加算）を創設することとしている。

主任介護支援専門員は、一定の実務経験を有する者が新たに創設される「主任介護支援専門員研修」を修了することを要件としている。この一定の実務経験は、「介護支援専門員としての業務に常勤で60ヶ月以上であって、専従又は居宅介護支援事業所の管理者と兼務している介護支援専門員」を想定している（本要件を満たした上で、都道府県の実情に応じて、さらに適切な者を受講対象として選定することも可能となるよう現在検討しているところである）。ただし、地域包括支援センターに主任介護支援専門員の経過措置として平成18年4月より配置される者については、この実務経験の要件を満たしていなくても、主任介護支援専門員研修を受講できることとする予定である。

各都道府県においては、主任介護支援専門員の養成にご配慮をお願いするとともに、特に地域包括支援センターに配属される者から優先的に主任介護支援専門員研修を受講できるよう特にご配慮願いたい。



主任介護支援専門員研修 受講の流れ (案)



(ウ) 介護支援専門員実務研修受講試験

介護支援専門員実務研修受講試験については、現行、試験問題の作成については、当省に試験委員会を設置して試験問題を作成し、都道府県又はその指定する者が試験を実施しているところである。

しかし、施行後5年が経過し、介護支援専門員に求められる知識及び技術の水準が浸透し、国に代わって一定の能力を有する機関が試験問題を作成することができる環境が整ったと考えられることから、改正法の規定において、都道府県知事は、試験に係る事務のうち、①試験問題の作成及び合格基準の設定に関する事務について、国の登録を受けた試験問題作成機関（以下「登録試験問題作成機関」という。）に行わせることができる（第69条の11）こととし、②試験問題の作成及び合格基準の設定に関する事務以外の事務については、都道府県知事の指定する者に行わせることができる（第69条の27）こととしたところである。

登録試験問題作成機関の登録については、介護保険法施行規則等により登録の基準を規定した後に、速やかに行うこととしており、その後の都道府県と登録試験問題作成機関との委託手続等については、詳細を別途お示しすることとしているので、各都道府県におかれては、必要な準備をお願いしたい。